

大切に受け継いでいきたい、
「想い」があります。



想子想愛

そう し そう あい

[相 続 定 期 貯 金]

ご利用いただける方

金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、
相続により取得した資金を原資としてお預入れいただける利用者。

上乗せ金利お取扱期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

ご契約期間

1年 (店頭表示金利+0.30%)

年 **0.575%**
(税引後 年0.458%)

ご契約期間

3年 (店頭表示金利+0.35%)

年 **0.625%**
(税引後 年0.498%)

- ※ 上記の金利は初回満期日までの適用となります。 ※ 「総合口座通帳」または「定期貯金通帳」のみの受入とします。
- ※ お利息に復興所得税が適用され、20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税となります。
- ※ 自動継続後の適用金利は満期日当日の当JA所定の店頭表示金利となります。また、金利環境の変化等により、金利を見直す場合があります。
- ※ 金利適用期間中に中途解約される場合は、上記の金利は適用されず、お預入日から解約日まで当JA所定
の中途解約利率が適用されます。
- ※ 店頭または当組合ホームページに商品概要説明書をご用意しております。
- ※ 上記適用金利・税引後金利は、2025年4月1日時点のものです。

お問い合わせはお近くのJA尾張中央の本店
または支店までお気軽にどうぞ。

 **JA尾張中央**

営業課 ☎ 47-5630	小牧支店 ☎ 77-5112	西支店 ☎ 73-9551	北里支店 ☎ 77-1255	小木支店 ☎ 76-2468
味岡支店 ☎ 77-2275	篠岡支店 ☎ 79-8115	豊場支店 ☎ 28-0002	春日井中央支店 ☎ 81-3446	味美支店 ☎ 31-3443
春日井支店 ☎ 31-3442	田楽支店 ☎ 31-1611	関田支店 ☎ 81-3445	上条支店 ☎ 81-3444	坂下支店 ☎ 88-0046
高蔵寺支店 ☎ 51-1212	不二支店 ☎ 51-2718			

相 続 定 期 貯 金

想 子 想 愛

そ う し そ う あ い

商 品 概 要		
ご 利 用 い た だ け る 方		金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れいただける利用者。 ※ 原則として、相続人であることを確認できる書類を提示いただきます。 ※ お預入れは、当JA本支店のうち、いずれか1店舗とします。
対 象 定 期 貯 金		スーパー定期貯金(単利型・複利型)
期 間		1年 ・ 3年 原則として、自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとします。
預 入 方 法 等	預入方法	一括預入
	預入金額	1,000,000円以上 当JAを含む金融機関の預貯金等、相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金の範囲内とします。 ※1年以内に相続により取得した不動産や株式等の換金代金も預入可能とします。
	預入単位	1円単位
払 戻 方 法		満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	適用金利	預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。自動継続の場合には、対象定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。
	利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
	税 金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和20年1月1日からは、20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。
	金利情報の入手方法	金利については、窓口にお問い合わせください。
手 数 料		—
付 加 で き る 特 約 事 項		自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 (スーパー定期貯金(単利型)のみ)
中途解約時の取扱い	スーパー定期貯金	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)約定した預入期間が1か月以上2年以下の場合 ① 6か月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 : 約定利率×50% ③ 1年以上2年未満 : 約定利率×70% ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (2)約定した預入期間が2年超3年以下の場合 ① 6か月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 : 約定利率×20% ③ 1年以上1年6か月未満 : 約定利率×30% ④ 1年6か月以上2年未満 : 約定利率×40% ⑤ 2年以上2年6か月未満 : 約定利率×60% ⑥ 2年6か月以上3年未満 : 約定利率×80% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)		保護対象
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、 当JA本支店または金融共済部(電話:0568-47-5618)にお申し出ください 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県JAバンク相談所(電話03-6837-1359)でも、 苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA金融共済部または愛知県JAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会本会 (電話:052-203-1777) 愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)
そ の 他 参 考 と な る 事 項		満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。